

度奉願上候也

南都留郡宝村

明治十三年九月十五日

戸長 前田正明印

山梨県令藤村紫朗殿

(都留市蔵 宝出張所文書一九六三)

【解説】 区町村委会は明治一二年の府県会規則など三新法の制定をきっかけに、県下村々で一斉に村委会規則が作られるようになつた。宝村のほかに、禾生村は同じ一三年に作られ、盛里村では同一六年にできている。

図 宝村の諸職業取調書

第3節 産業・経済

明治一〇年(一八七七)八月

右之通り取調候處、相違無御座候、以上

右村担当

副官長 小林賢道(印)

諸職業取調書

(開外書)
「事務所控」山梨県第三十三区
都留郡宝村第三十三区
区長 牛田八朗殿

大幡分

職業 十三 生糸 一

酒類受売 六 中買商 二

米穀商 一 大工 一

水車 十九 木挽 九

馬口勞 二 酒造 一

水車 一 一 一 九

馬口勞 二

六十老人

右旧五ヶ村へ厚原・川棚御差加へ、本日中区務所御書上有之度、此段申入候也

厚原・川棚は地券総計写、今以不差出候間、是又御督促可被下候

八月十三日

安田信賢拝

事務所 当初 小林 賢道殿

水車 壱 生糸商 壱

職業 壱 大工 二

水車 壱 大工 二

職業 壱 大工 二

水車 壱 大工 二

【解説】農村では農業以外の諸職業はどのくらいあつたのだろう。宝村の取り調べ書を見ると大工などの村抱えの職人、酒類請賣などの商人、獵銃や杣など山で生活している人々、そして生糸商などに分類できよう。なお水車は精穀などに従事していたのだろう。

(都留市蔵 宝出張所文書一三三四)

第1章 明治前期

記

十五人	馬口勞	生糸	質屋	水車	酒類受売	十五人	平栗分
一	五	一	二	一			
廿五人	廿五人	中買壳	旅籠屋	水車	馬口勞	黑鍬	中津森分
三	一	一	一	五	一	二	三

左官	木挽	黒鍬	杣	旅籠屋	杣	質屋	大工	紺屋	木挽	金井分	九人	大工	紺屋	木挽	壱
二	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	三	六人	一	一	一

焼酎

一

杣 奥秋重郎左衛門
大工 三浦三十郎
大工 滝本惣右衛門
水車 村上平十郎
水車 奥秋重郎左衛門
四人

旧厚原

紺屋 一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一

左官 一

二人

四人

田中

杣

田中

紺屋

一